

議案第 17 号

羽曳野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）の一部改正に伴い、同基準に基づき定めている本市の基準について、改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
羽曳野市条例第 号

羽曳野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年羽曳野市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第41条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第41条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 42 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 前条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第 46 条第 10 項中「第 8 条の 2 第 18 項」を「第 8 条の 2 第 16 項」に改める。

第 50 条第 2 項第 2 号エ中「居間は」を削る。

第 64 条を次のように改める。

#### 第 64 条 削除

第 66 条第 2 項第 8 号中「第 64 条第 2 項」を「次条において準用する第 41 条第 2 項」に改める。

第 67 条中「及び第 40 条」を「から第 41 条まで」に、「読み替える」を「、第 41 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第 87 条第 2 項第 7 号中「第 64 条第 2 項」を「第 41 条第 2 項」に改める。

第 88 条中「第 40 条」の次に「、第 41 条」を加え、「第 61 条、第 63 条及び第 64 条」を「第 61 条及び第 63 条」に改め、「第 34 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第 41 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、」を加え、「と、第 64 条第 1 項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。)附則第 20 条第 1 項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日

の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第 46 条第 7 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成 30 年 3 月 31 日までの間、第 50 条第 1 項に規定する宿泊室を設けないことができる。

羽曳野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>(利用定員等)</p> <p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。)の運営(第46条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>第12条～第40条 省略 (地域との連携等)</p> <p>第41条 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家</u></p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。)の運営(第46条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>第12条～第40条 省略 (地域との連携等)</p> <p>第41条</p>

<p><u>族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p>	
<p>3 省略</p>	<p>1 省略</p>
<p>4 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>5 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>	
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第42条 1 省略</p>	<p>第42条 1 省略</p>
<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
<p>(1)～(5) 省略</p>	<p>(1)～(5) 省略</p>
<p>(6) <u>前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p>	
<p>第43条～第45条 省略</p>	<p>第43条～第45条 省略</p>
<p>第2節 人員に関する基準</p>	<p>第2節 人員に関する基準</p>
<p>(従業者の員数等)</p>	<p>(従業者の員数等)</p>
<p>第46条 1～9 省略</p>	<p>第46条 1～9 省略</p>
<p>10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サ</p>	<p>10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等(法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サ</p>

ービス等をいう。以下同じ。)の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11～13 省略

第47条～第49条 省略

(設備及び備品等)

第50条 1 省略

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 宿泊室

ア～ウ 省略

エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3～5 省略

第51条～第63条 省略

第64条 削除

ービス等をいう。以下同じ。)の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11～13 省略

第47条～第49条 省略

(設備及び備品等)

第50条 1 省略

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 宿泊室

ア～ウ 省略

エ 居間はプライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3～5 省略

第51条～第63条 省略

(地域との連携等)

第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

	<p>2 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>
<p>第65条 省略 (記録の整備)</p>	<p>第65条 省略 (記録の整備)</p>
<p>第66条 1 省略</p>	<p>第66条 1 省略</p>
<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>次条において準用する第41条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> (準用)</p>	<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>第64条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> (準用)</p>
<p>第67条 第13条から第17条まで、第23条、第25条、第26条、第28条、第30条、第33条から38条まで、<u>第39条(第4項を除く。)</u>から<u>第41条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</u>この場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応</p>	<p>第67条 第13条から第17条まで、第23条、第25条、第26条、第28条、第30条、第33条から38条まで、<u>第39条(第4項を除く。)</u>及び<u>第40条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</u>この場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通</p>

型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第30条第3項及び第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第68条～第86条 省略

(記録の整備)

第87条 1 省略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録(準用)

第88条 第13条、第14条、第16条、第17条、第25条、第26条、第28条、第33条から第36条まで、第38条、第39条(第4項を除く。)、第40条、第41条、第58条、第61条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第30条第3項及び第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第30条第3項及び第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第68条～第86条 省略

(記録の整備)

第87条 1 省略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 次条において準用する第64条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録(準用)

第88条 第13条、第14条、第16条、第17条、第25条、第26条、第28条、第33条から第36条まで、第38条、第39条(第4項を除く。)、第40条、第58条、第61条、第63条及び第64条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第64条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護

者」と、第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

以下省略

について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

以下省略